

令和6年度盛土規制法に基づく既存盛土等調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「規制区域」という。）内に存在する既存盛土等の分布状況を把握し、応急対策の必要性の判断、安全性把握調査の優先度評価を行うにあたり、複数の者から豊富な知識と技術や経験等に基づく企画提案を受け、公平、透明、円滑に委託契約の相手方を特定することを目的として定めたものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度盛土規制法に基づく既存盛土等調査業務委託

(2) 業務の内容

別添「令和6年度盛土規制法に基づく既存盛土等調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7（2025）年3月26日まで

(4) 委託料限度額

104,753,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属及び問い合わせ先

栃木県環境森林部資源循環推進課

電話 028-623-3154 FAX 028-623-3113

電子メール shinsa-shidou@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22（1947）年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加資格等（平成8（1996）年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11（1999）年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者又は会社更生法（平成14（2002）年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22（2010）年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。
- (6) 地方公共団体が発注する同種又は類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。
- (7) 仕様書で示す主任技術者等を配置できること。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表

令和6（2024）年7月19日（金）

イ 実施内容等に関する質問受付期限

令和6（2024）年7月25日（木）午後5時必着

ウ 質問に対する回答（予定）

令和6（2024）年7月30日（火）

エ 参加表明書及び参加資格誓約書の提出期限

令和6（2024）年8月1日（木）午後5時必着

オ 企画提案書の提出期限

令和6（2024）年8月9日（金）午後5時必着

カ プレゼンテーション（予定）

令和6（2024）年8月22日（木）（予備日：8月23日（金））

キ 審査結果の通知・公表

令和6（2024）年8月ごろ

(2) 実施要領等の配布

栃木県ホームページ（産業・しごと-入札・公売-入札・公募（業務委託））からダウンロードすること。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により電子メールにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和6（2024）年7月25日（木）午後5時必着

イ 質疑方法：電子メールにより2(5)に提出すること。

ウ 回答期日（予定）：令和6（2024）年7月30日（火）

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を作成し、提出すること。

ア 提出書類

- ・ 参加表明書（別記様式2）
- ・ 参加資格確認書（別記様式3）
- ・ 会社概要又は会社概要パンフレット

イ 提出期限

令和6（2024）年8月1日（木）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所

2(5)

エ 提出方法

持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール

※ 郵送又は電子メールの場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※ なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6（2024）年8月8日（木）

午後5時までに辞退届（別記様式4）を提出すること。

(5) 企画提案書等の提出

企画提案書は、仕様書及び以下のア～オに基づいて作成し、2(5)へ持参又は郵送により提出す

ること。

※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書様式 1～7 を作成すること。なお、各様式における留意事項は以下に示す。

(ア) 業務実施体制（企画提案書様式 2）

- ・ 配置予定の主任技術者、照査技術者及び担当技術者を記載する。
- ・ 担当技術者は、実施する分担業務ごとに技術者を 1 名ずつ最大 3 名まで記載する。
- ・ 技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。
- ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(イ) 予定技術者の経歴等（企画提案書様式 3）

- ・ 配置予定の主任技術者、照査技術者及び担当技術者について、経歴等を記載する。
- ・ 手持ち業務は公募開始日時点でのものをすべて記載する。
- ・ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。

(ウ) 予定技術者の同種又は類似業務実績（企画提案書様式 4）

- ・ 主任技術者、照査技術者及び担当技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績について記載する。
- ・ 記載する業務数は、技術者 1 名につき、同種・類似業務について各 1 件以内とする。
- ・ 技術提案書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。

(エ) 実施方針・業務フローチャート・工程計画（企画提案書様式 5）

- ・ 既存盛土等調査の業務全体の実施方針、業務フローチャート、工程計画について、簡潔に記載する。

(オ) 各調査項目の実施方法（企画提案書様式 6－1～3）

- ・ 既存盛土等分布調査、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価の内容について、実施方針、実施方法等の内容を各項目 1 枚にまとめる。
- ・ 記載内容については、5 (1) 審査基準を参照すること

(カ) その他（企画提案書様式 7）

- ・ 仕様書に示される業務内容に対する代替案等、アピールポイントがあれば記載する。

イ 企画提案書は 1 者 1 提案とする。

ウ 企画提案書等の提出部数は 7 部（正本 1 部、副本 6 部）とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

エ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

オ 提出期限

令和 6（2024）年 8 月 9 日（金）午後 5 時必着

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出もしくは撤回は認めない。

イ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11（1999）年栃木県条例第 32 号）に基づく情報

公開請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業において必要な範囲内において、複製を行うことがある。

ケ 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案した参加者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

本要領に従い提出された、企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容に対する審査項目と配点は次のとおりとする。なお、審査は非公開とする。

審査項目	評価内容	配点
業務実施体制		
業務実施体制	・主任技術者について、同種又は類似の業務経験のある者を配置しているか	5
	・主任技術者について、相応の能力を有する者が配置され、本業務を適正に遂行できる能力があるか	5
	・照査技術者について、同種又は類似の業務経験のある者を配置しているか	3
	・照査技術者について、相応の能力を有する者が配置され、本業務を適正に遂行できる能力があるか	2
	・担当技術者について、同種又は類似の業務経験のある者を配置しているか	3
	・担当技術者について、相応の能力を有する者が配置され、本業務を適正に遂行できる能力があるか	2
業務実施の確実性	・調査実施フロー、工程計画の内容について、実効性のある内容となっており、スケジュールは確実に期限内に完了出来る妥当なものになっているか	10
業務の理解度	・本業務を実施するに当たり、目的、条件、内容等を理解し、県の意図を反映した内容となっているか	10
提案内容の優良性		
情報収集・整理 既存盛土分布調査	・収集するデータについて、年代、解像度といったデータの特徴を検討した上で選択しており、その説明がなされているか ・盛土等の抽出において、誤抽出や抽出漏れを減らす精度の高い方法が提案されているか	15
	・抽出した盛土等の情報を整理し、わかりやすい一覧表、位置図を作成するための工夫がされているか	5

応急対策の必要性判断	・ 応急対策の必要性判断を的確に行う方法が示されており、必要と判断された時の応急対策の想定は妥当なものとなっているか	10
安全性把握調査の優先度評価	・ 盛土等の抽出結果をもとに、安全性把握調査の優先度評価を効率的かつ効果的に行う方法が提案されているか	10
	・ 安全性把握調査が必要とされた盛土等について、同じ優先度のランク内における安全性把握調査の優先度の効果的な区分の方法について提案されているか	10
必要経費		
必要経費	・ 業務内容に見合った適切な経費であるか	10
合計		100

(2) プレゼンテーション、ヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション（又はヒアリング）を実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 審査方法

企画提案書等、プレゼンテーション（又はヒアリング）の内容について、審査基準に基づき、県が設置するプロポーザル選定委員会が総合的に審査する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いたもののうち、(3)による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 総合点が最も高い者が複数の場合は、選定委員会で協議し、候補者を選定する。

ウ ア、イに関わらず、各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合、候補者として選定しない。企画提案の参加者が1者の場合も同様とする。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページに公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合得点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の数およびそれぞれの総合得点

※ 参加者が2者の場合、次得点者の得点は公表しない。

7 契約手続き

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と栃木県の間で、委託内容、経費等について、再度調整を行い、協議が調った場合委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合次順位の者を候補者とする。